

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 28 日現在

機関番号：32677

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20H01583

研究課題名(和文)離婚後の親子関係の制度構築の多角的研究

研究課題名(英文)Multi-perspective Research on the System Construction between Parents and Children after Divorce

研究代表者

千田 有紀 (Senda, Yuki)

武蔵大学・社会学部・教授

研究者番号：70323730

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、離婚後の親子関係の制度構築について多角的に分析するものである。まずイギリス司法省の報告書を英訳し、イギリスでは離婚をめぐる裁判所実務においてどのような懸念があるのかについて把握した。また児童精神科医などの専門家にインタビューすることによって、子どもの専門家が面会交流などの家族の問題をめくってどのように問題を把握しているのかについて調査をおこなった。さらにオーストラリアの家族法の改正などを検討し、比較することによって、家族法のありかたについて、考察をおこなった。また日本における法制審議会での議論を検討することによって、日本における変化についても考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、共同親権、共同監護をめぐる理論的検討と社会的な実態の比較研究にある。これまで共同親権や監護をめぐる社会的な研究は、日本ではほぼ皆無に近かった。本研究では、海外、特にイギリスやオーストラリアでの実情を翻訳等の作業を通じて踏まえたうえで、日本との比較研究をおこなっている。また独自に日本の小児精神科医がどのように家族の問題をとらえ、裁判所などの実務についてどのような意見を持っているのかをインタビュー調査を明らかにしたことも、医療関係者の裁判所や子どもについての意見調査としては新しい。こうした学術的意義や社会的意義は重要なものであり、今後も発展させていくことが求められる。

研究成果の概要(英文)：This study analyzes the establishment of systems for parent-child relationships after divorce from multiple angles. First, we translated a report from the British Ministry of Justice into English to understand court practices surrounding divorce in the UK. Additionally, by interviewing child psychiatrists and other experts, we investigated how child experts understand family issues such as visitation. Furthermore, by examining and comparing changes in Australian family law, we considered the state of family law of Japan. We also examined family changes by examining discussions at the Legislative Council in Japan.

研究分野：社会学

キーワード：離婚 家族 監護 比較研究 福祉 養育 子ども DV

### 1. 研究開始当初の背景

社会学の分野において、離婚後の共同親権に関する研究はほぼ皆無に近い。近年日本でも、共同親権を法制審議会で検討すべきかどうかをめぐって討議され、法案が国会を通過した。このように離婚後の親子関係がどのようにある「べき」かをめぐって、多くの人々を巻き込み、国民的議論が沸き起こっているにもかかわらず、社会学においてこの分野の研究がすっぱりと欠落しているからである。わずかに、善積京子による海外事情の研究などがあるのみである。

日本では離婚後、法的には単独親権制度をとっていたため、いまだほとんど存在していない「共同親権」や「共同養育(監護)」についての存在が不在であるのは、当然であるともいえる。とはいえ、単独親権制度そのものに焦点を当てられたり、海外の共同親権制度と日本の単独親権制度の共通点と相違点が検討されたりすることもなかった。

日本における共同親権をめぐる学問的議論は、諸外国でどのような法律が存在しているか、そのような法律を日本社会にも適用し、制定すべきか否かを論じる比較法学などが主であった。法学以外の分野において(法学の分野においても当然)法律がどのような実務によって運用され、法律が制定されることでどのような社会状態が生じるのかについての議論、諸外国が法以外のどのような制度によって共同親権という制度を運用しているのか、人々の関係がその法律によってどのように変化するかについての議論は、ほとんどといってなされていなかった。日本の家庭裁判所の実務では、離婚後の両親の関与が、無前提に「子どもの福祉」に結び付けられることが、ほぼ議論の前提とされている。諸外国の実態を踏まえ、例えば、「子どもの福祉」を実現するために、どのような関与がされているのかなど、エビデンスに基づいた社会学的な研究の必要性が認識されていた。

### 2. 研究の目的

共同親権は、法的監護と身上監護に分けることが可能である。身上共同監護は、離婚後に、いわば破綻した家族が、どのように子どもの監護を中心に協力しあって生活を共にできるのか。法的共同監護は、ある意味で対立を含み込む関係において、いかにして他者に対する配慮である「ケア」の「権利(もしくは義務、責任)」を「共有」することが可能なのかなどの問いを導き出す。特に権利の共有については、多くの社会学的な議論と結びつけられる可能性があるものの、突き詰めて考えられてはいない「問い」であった。

したがってまず、これらの問題を考える際に使われる主要な概念、「子どもの福祉」「権利」「(他者への)責任」「ケア」「所有」といった概念を問い直すことが必要とされていた。このような概念的問い直しは、現実をどのように把握するかということに直結しているのみならず、いかに現実をまた再構築するかということに繋がる。ある意味でポスト近代社会において、家族関係をめぐる概念の再構築、そしてそれらの概念による社会の再構築がいかになされているのかという「問い」に繋がった。

共同親権を導入したヨーロッパやアメリカでは、ソーシャルワークが盛んである。離婚後の親子関係において、再び共同しての子育て、つまり子どもへケアと責任を分有する形態がなされるのである。これらは破綻した夫婦関係においてなされるために、離婚前の家族関係よりもさらに、ソーシャルワーク、監視と介入の網の目からめとられている。それはフーコー的な意味での国家・社会による家族への「権力」行使であり、ドンズロであるならば、「保護複合体」と呼ぶべき事象である。ソーシャルワーカー、家庭裁判所、児童精神科医、警察、学校、カウンセラー、そして児童相談所といったさまざまな機関が、「子どもの福祉」をめぐり、「理想的な家族状況」からの逸脱を監視し、介入する。従わなければ、ときに親権を停止し、はく奪し、親たちに「理想的な家族状況」の実現に努めさせる。このような事態が意味することはどのようなことなのか。ポスト近代家族において、離婚後の社会的権力はどのように行使されるのかという「問い」がある。

また、日本で行われている共同親権をめぐる議論は、外国で既に行われている共同監護の実態をほとんど踏まえられていない。また先行研究すらも読まれていない。「どのような社会構築が望ましいか」を考えることは、本研究の主な目的とはならないかもしれない。しかし、「法制度や社会制度はどのような他の社会实践や社会制度によって、させられているのか」は、重要な「問い」である。また構築する際に、先行研究、エビデンス、他国の実態などを無視することはできない。本研究は、この離婚後の子どもをめぐる状況を、他国の実態を調査、参照しつつ、多角的に考察することを目的としていた。

### 3. 研究の方法

理論としては、これまでの離婚後のありかたをめぐる基礎的な理論を整理し、「家族」「ケア」「責任」「権利」「子ども」「福祉」などについての概念を問い直した(理論班)。

歴史に焦点をあてれば、共同親権の法制化には父親擁護運動がバックアップとなっている。こうした父親運動と法制化の関係、また諸外国の制度の変遷などについて、歴史的に検討した(歴史班)。

第3に、調査である。共同監護の社会的実験を行ったとされるオーストラリア、その影響で法改正が検討されたイギリス、共同監護や面会交流をめぐっては毎年60人ほどの殺人事件を起こしつつも、50/50の共同監護を理想に掲げて推し進めようとしているアメリカなどの実情を調査する。さらに日本国内においても、専門家を対象としてインタビューによる独自の調査をおこなった(調査班)

#### 4. 研究成果

新型コロナウイルス感染症対策のため、海外に渡航しての調査は、初期の頃は困難であった。そのため、翻訳などを通じて海外での事情を知ることになった。

まず初年度は、「子どもへの権利(責任)」の「所有」、「ケア」や「子どもの福祉」といった概念を問直し、「保護複合体」の形成のありかたを分析し、ポスト「近代家族」において制度構築が可能なのかを検討する予定であった。こうした家族の理論の把握に努め、月に1回程度の研究会の実績を積み重ねた。

海外調査にかんして、初年度は共同監護の社会的実験を行ったとされるオーストラリア、その影響で法改正が検討されたイギリスなどをはじめとして、国際的な調査を行う予定であったが、達成が難しかった。そのため、イギリスの司法省がおこなった「面会交流等離別後の子の養育に関する裁判の評価報告書」の翻訳とその分析を行った。

その結果、親との関与が無条件に推奨されるプロコンタクトカルチャーの存在や、当事者主義的構造、事実認定の方法及びリスク評価の質、裁判の継続性の欠如などのリソースの不足、各組織が連携されていないサイロワーキングなどの困難があることが判明した。この翻訳を冊子にして配布したり、ホームページに掲載したりするなど、社会的な還元を務めた。

2021度も本来予定していた海外に置いての実態調査が新型コロナウイルスの影響によってできなかったため、2020年度に着手したイギリス司法省による離婚後の子の養育についての調査の翻訳と分析、研究を進めた。分担者の藤村賢訓と小川富之が『判例時報』に、協力者である長谷川京子が『戸籍』に3回、イギリス司法省の調査の結果と面会交流などのあり方や、社会に存在しているプロコンタクトカルチャーなど包括的な視点で論文を執筆した。

また日本を対象とするものとしては、法制審議会における議論がどのように進行しているのかについて、月に1回程度確認しつつ、分析をおこなった。

さらに日本の社会に対する調査としては、小児精神科医などの専門家を対象とし、面会紛争によって子どもの状態がどのようなものになっているのか現状の把握、医師は、面会紛争による子どもの状態をどのように考えているのか医師の知見の把握、医師は危機の回避のためにどのような方策が必要だと考えているのか等を調べる半構造化調査を計画し、準備を進めた。アンケート調査によって調査に協力してくれる調査対象者を抽出した。

その後は、小児精神科医などの専門家調査を実施し、その分析結果を共有したうえで、藤村圭子らが学会発表、長谷川京子、千田有紀が論文にして発表した。

海外調査に関しては、イギリス司法省の離婚後の子どもの養育の調査の翻訳を検討のみならず、さらに書籍のレビューについても翻訳をおこない公表した。また長谷川京子がそれに基づいて論文を執筆し、発表した。

こうした実情を踏まえて、ロンドンの日本領事館邦人保護部やWomen's Aidをはじめとする諸団体へのインタビュー調査などをおこなった。DV被害者である親への支援と、子どもへ利益がかならずしも一致せず相反する場合があることなども明らかにされた。またDV避難者が直面するロンドンの家賃の高さや、移民に対するケアの必要性など、日本ともやや異なる状況が明らかになった。こうした調査を踏まえて協力者の武藤かおりが修士論文を執筆した。

オーストラリアにかんしては、家族法制度のあり方に関するオーストラリア法改革委員会(Australian Law Reform Commission)の2019年報告書とオーストラリアの家族法制度に関する2021年合同特別委員会の調査に対し政府が対応し、2023年に法改正をおこなっている。この法改正の重要な部分を訳出し、研究をおこなった。この訳文も公表し、小川富之や長谷川京子によって論文にもされている。

またアメリカでは、NPO団体One Mom's Battleなど諸団体への聞き取り調査や参与観察によって、「片親疎外」といった概念がどのように取り扱われているのか、また再統合キャンプなどについて調査をおこなった。この結果は千田有紀によって学会発表されている。

これらの成果を振り返れば、新型コロナウイルスの影響により、独自の海外調査を毎年積み重ねていくことは困難だったと言える。しかしその一方で、イギリス司法省の調査やオーストラリアの報告書や新しい民法の改正についての英訳をおこない、その成果を広く社会に問うことができたことは、一定の成果をあげたと言える。とくに日本国内では法制審議会が行われており、議論の際に諸外国の制度について参照することが不可欠であった。そういった意味では、海外事情の周知という役割を担うことができたといえよう。

またこうした海外での事情を踏まえながら、日本の親子関係がどのようなものであり、法的な改正の際に社会的なシステムをどうすべきなのかについて、議論や分析がおこなわれたこともまた成果であったと言えるだろう。

さらに小児精神医療の専門家の意見を聴取し、分析して公表したこともまた、次に繋がる成果だといえるだろう。今後はこうした基本的な素材を生かして、研究を進展させていきたいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計19件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小川富之	4. 巻 983
2. 論文標題 共同親権制の議論について 欧米諸国の多くでは共同親権制が採用されているか？	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 13 - 31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小川富之	4. 巻 985
2. 論文標題 共同親権制の議論について 日本における離婚後の子の養育法制について - 現行法を基にした共同養育の可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 20 - 32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小川富之	4. 巻 987
2. 論文標題 共同親権制の議論について 国連「児童の権利委員会」の勧告と日本の離婚後の子の養育法制の課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 22 - 50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川京子	4. 巻 995
2. 論文標題 先進諸国は子どもと家族への安全危害から「離婚後共同」を見直し始めている	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 11 29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川京子	4. 巻 999
2. 論文標題 エビデンスは「共同」から安全へ、養育法制の目標の転換を支持している～英国司法省報告に関する文献レビューから～	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 15 - 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川京子	4. 巻 1001
2. 論文標題 プロコンタクトと面会交流原則実施論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 1 - 21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川京子	4. 巻 995
2. 論文標題 先進諸国は子どもと家族への安全危害から「離婚後共同」を見直し始めている	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 11-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川京子	4. 巻 999
2. 論文標題 エビデンスは「共同」から安全へ、養育法制の目標の転換を支持している：英国司法省報告に関する文献レビューから	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 15-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川京子	4. 巻 1001
2. 論文標題 プロコンタクトと面会交流原則実施論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 1 - 21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤村賢訓・小川富之	4. 巻 2482
2. 論文標題 離別後の子の養育法制について：英国司法省の報告書を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 8-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川京子	4. 巻 14
2. 論文標題 家庭内虐待への司法介入と専門家の役割	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本乳幼児精神保健学会誌	6. 最初と最後の頁 32-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 千田有紀	4. 巻 25巻4号
2. 論文標題 DV家庭での子どもへの影響	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 チャイルドヘルス	6. 最初と最後の頁 273-275
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34433/J03252.2022170320	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 千田有紀	4. 巻 31
2. 論文標題 第1回法制審議会家族法制部会におけるドメスティック・バイオレンス(DV)にかかわる議論	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 武蔵大学総合研究機構紀要	6. 最初と最後の頁 33-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 千田有紀	4. 巻 32
2. 論文標題 子どもたちのトラウマと裁判所が命じる面会交流の実情 小児精神科医A医師へのインタビューを通じて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 武蔵大学総合研究機構紀要	6. 最初と最後の頁 33-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 千田有紀	4. 巻 72
2. 論文標題 フェミニズム、ジェンダー論における差異の政治：平等から多様性へ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会学評論	6. 最初と最後の頁 416-431
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川京子	4. 巻 1011
2. 論文標題 離別後の家族を支配する「関わる権利(プロコンタクトカルチャー)」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤村賢訓	4. 巻 68-4
2. 論文標題 離別後の子の処遇決定における子の意見表明権の尊重に向けた課題：英国司法省報告（ハームレポート）を契機として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 福岡大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 671-693
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小川富之	4. 巻 1009
2. 論文標題 子の引渡し請求と権利濫用：子の引渡しを命ずる審判を債務名義とする間接強制の申立てが権利の濫用に当たるとされた事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 戸籍	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小川富之	4. 巻 158
2. 論文標題 家事裁判例紹介 児相に一時保護された子の親権を2年間停止した事例[東京高裁令和元.6.28決定]	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1440-1447
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 小川富之
2. 発表標題 離別後の親権・監護法制的現状と実務
3. 学会等名 新・アジア家族法3国（日本・韓国・台湾）会議（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 藤本圭子
2. 発表標題 両親離婚後の非監護親による子どもへの関わりを法制化することは子の福祉に資するの か？ DV虐待家庭において子どもの抱える困難の視点から
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 千田有紀
2. 発表標題 アメリカ、カリフォルニア州における子の監護をめぐる状況
3. 学会等名 武蔵社会学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 千田有紀・菊地英明・安藤丈将・アンジェロ・イシ・中西祐子・松井隆志・大橋史恵・りむよんみ	4. 発行年 2022年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 126
3. 書名 グローバリゼーションと変わりゆく社会	

1. 著者名 小川富之・熊上崇・岡村晴美・石堂典秀・山田，嘉則	4. 発行年 2023年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 203
3. 書名 面会交流と共同親権：当事者の声と海外の法制度	

〔産業財産権〕

〔その他〕

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	海妻 径子 (Kaizuma Keiko) (10422065)	岩手大学・人文社会科学部・教授  (11201)	
研究分担者	小川 富之 (Ogawa Tomiyuki) (20221848)	大阪経済法科大学・法学部・教授  (34427)	
研究分担者	藤村 賢訓 (Fujimura Masanori) (50389384)	福岡大学・公立大学の部局等・准教授  (37111)	
研究分担者	山田 昌弘 (Yamada Masahiro) (90191337)	中央大学・文学部・教授  (32641)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	長谷川 京子 (Hasegawa Kyoko)		
研究協力者	藤本 圭子 (Fujimito Keiko)		
研究協力者	吉田 容子 (Yoshida Yoko)		

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	武藤 かおり  (Muto Kaori)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関